

嶋津観光協会規約

- 第1条 本会は嶋津観光協会と称し、和歌山県新宮市熊野川町嶋津（以下「嶋津地区」と言う。）に所在する、会長宅（犬小屋、またはハウスとも呼ぶ。）に事務所をおく。
- 第2条 本会は、嶋津地区の自然を守り、楽しみ、会長等の散歩コースの整備および開拓、観光事業の振興に寄与することを目的とする。
- 第3条 本会は前条の目的を達成するため、次の事業を行う。
(1) 会長（他の犬も含む。）の散歩コースの確保および整備、開拓
(2) 観光資源の調査研究と観光ポイントの設定、自然保護
(3) 観光に関する楽しい行事の実施
(4) 観光事業に関する情報および資料（歴史など）の収集
(5) 観光事業団体との連絡
(6) その他本会の目的を達成するに必要な事業
- 第4条 本会員は嶋津地区の自然を守り応援する者をもって組織する。
- 第5条 本会に会費はありません。
なお、寄付金、差し入れ、裏金、わいろ（食糧を含む。）は随時、受け入れるものとし（大歓迎します。）、一部、事務局が受け取り、本会に報告することなく必要なものを購入します。
- 第6条 本会に次の役員を置く。
理事長 1名（匹）
理事 若干名（匹）
会長 1名（匹）
会長代理 1名
副会長 若干名（匹）
事務局 若干名
- 第7条 理事長は「二億」とする。
2 理事は本会員から若干名（匹）置き総会で選任する。
2 会長は「銀次郎」とする。
3 会長代理は本会員から1名置き総会で選任する。
4 副会長は「がちゃこ」並びに、本会員から若干名置き総会で選任する。
5 事務局は本会員並びに会員の中から総会で選任する。

第8条 本会に理事長および理事を置くことができる。
2 総会の承認を得て、会長もしくは会長代理がこれを委嘱する。
3 理事長および理事は会長もしくは会長代理が必要と認めるとき会議
に出席して意見を述べるることができる。

第9条 会長は本会を代表する。
2 会長代理は会務を総理する。
3 事務局は会務を処理し、重要な会務を審議する。
4 事務局は寄付金等を受け入れ、必要とするものを購入する。

第10条 役員の任期は定めないこととする。

第11条 本会は毎年1回定期総会（宴会）を開催する。
ただし、会長もしくは会長代理において必要と認めるとき、または
応援するものの要求があるとき、は臨時総会（宴会）を開催する。
2 総会は会長の鶴の一声ならぬ犬の一声で招集する。
なお、会長代理が招集することもできることとする。

第12条 次の事項は総会の議決を経なければならない。
(1) 会の解散、規約の変更に関すること。
(2) その他重要な事項。

第13条 事務局会議は会長もしくは会長代理が必要に応じて招集する。

第14条 必要な事項は会長もしくは会長代理が別に定める。

第15条 本会の経費は寄付金その他の収入（ワイロを含む）をもってあてる。

第16条 本会の会計年度は4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わ
る。

第17条 本会の規約施行に関して必要な事項は会長もしくは会長代理が別に
定める。

付 則

この規約は平成23年8月25日から施行する。